

介護保険「見直し」案に対する意見書(案)

2012年度から介護保険制度改正に向けての「見直し」案が、今、通常国会に提案される予定になっています。この案は、通常の3年毎の変更というだけでなく「10年を経過した場合の必要な措置」(附則第4条)という点でも後年に大きな影響を与える重要な見直し案となります。

この見直し案の内容は、要支援1・2の人を介護保険サービスの対象外にし、自治体任せのサービスに移そうとしています。生活援助の利用料倍増(1割から2割)やケアプラン有料化などは、世論により歯止めをかけることが出来ましたが、相部屋の居住費値上げの方向が検討されています。

高齢化の急速な進行は、既定の事実ですが、ひとり暮らしや「老老介護」「認認介護」という世帯も増え、新たな公的介護体制の整備は急務となっています。

現状でも、医療と介護が両方必要な高齢者は、行き所がなくなって、家族が仕事をやめて介護に専念する中、悲惨な事故を誘発するなど「負担あって介護なし」の実態を一層深刻化し、制度の理念自体が崩壊しようとしています。

以上のことから、次の施策を国において講ぜられることを求めます。

記

- 1 介護保険を安心して利用できる制度にするために、国庫負担を10%引き上げるなど、公費負担を引き上げること。
- 2 要支援などのサービス除外は行わず、サービス利用料等減免制度の拡充を図ること。
- 3 居宅介護支援・介護予防支援などに利用料負担を導入しないこと。
- 4 軽度者に対する給付に、利用者負担引き上げを行わないこと。
- 5 多床室利用者に室料負担を求めないこと。
- 6 被保険者範囲を40歳未満に拡大しないこと。

地方自治法第99条の規定により提出する。

平成23年3月 日

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣 様

北海道士幌町議会議長 佐古 準一